

## 海外向けに輸出される食品等に関する証明書発行事務処理要領

### 1 目的

本要領は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、諸外国から、日本産の食品等に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになったことから、暫定的な対応措置として、佐賀県による証明書の発行手続き及びその他必要な事項を定める。

### 2 証明書発行の対象となる食品等

佐賀県から海外向けに輸出される食品等（佐賀県で産出され、又は、佐賀県から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品））で、各国・地域政府が証明書を要求する品目

### 3 証明書の発行要件

生鮮食品にあつては佐賀県で収穫、加工食品にあつては佐賀県で最終加工されたもので、各国・地域政府が証明書を要求する要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

### 4 証明書の申請手続き

(1) 証明書の発行を申請する者は、以下の①から⑥に掲げる書類の中から、証明する内容に応じて、佐賀県産業労働部流通・通商課長宛に提出する。

①証明書発行申請書

②輸出先国・地域への輸出申請書

③日付を証明する場合は、収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類

④産地を証明する場合は、原産地を証明することができる書類

⑤放射能基準適合を証明する場合は、検査機関の放射能検査報告書

⑥「輸出先国・地域への輸出申請書」記載事項を確認することができる書類

(2) 佐賀県産業労働部流通・通商課長は、(1)の③、④又は⑤の内容、(1)の⑥と輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、輸出申請書に署名押印することにより、証明書を発行する。

(3) 返信用封筒に切手を貼り、申請者の住所・氏名を書いて同封してください。

### 5 申請先

佐賀県産業労働部 流通・通商課 国際経済担当

### 6 手数料

佐賀県手数料条例第 3 条第 2 項及び同条例施行規則第 4 条に基づき、申請者からの

減免申請書の提出によって免除することとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 22 日から適用する。